

競争的資金の間接経費の執行に係る方針

平成18年6月1日改正
徳島県立農林水産総合技術支援センター

1. 趣旨

本方針は、徳島県立農林水産総合技術支援センターが競争的資金で獲得した研究経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用を図るため、平成13年4月20日付け「競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ」に基づき、当該経費に係る間接経費の目的、額、使途、執行方法等について、必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

- (1) 「配分機関」(国からの委託先)・・・研究の推進に係る運営管理、関係機関との相互調整、財産管理(知的所有権を)含む)等を行う母体としての機関であり、国からの委託契約における受託者としての一切の契約責任を有する機関。
- (2) 「被配分機関」(配分機関からの委託先)・・・配分機関からの委託を受けて研究を実施する受託者としての契約責任を有する機関。
- (3) 「直接経費」・・・競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。
- (4) 「間接経費」・・・直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究機関が使用する経費。

3. 間接経費導入の趣旨

競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的資金をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

4. 間接経費運用の基本方針

- (1) 配分機関にあつては、被配分機関において間接経費の執行が円滑に行われるよう努力する。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行うこととする。
- (2) 被配分機関にあつては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。なお、複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。

5. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額以内とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。

6. 間接経費の使途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1

に規定する。

なお、間接経費の執行は、本方針で定める間接経費の主な使途を参考として、研究機関の長の責任の下で適正に行うものとする。

7. 報告

配分機関に属する研究機関及び被配分機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月15日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。

9. その他

本方針に定めるものの他、間接経費の執行・評価に当たり必要となる事項については、別途定めることとする。また、本方針は、今後の執行状況を踏まえ、随時見直すこととする。

(別表1)

間接経費の主な使途の例示

配分機関及び被配分機関において、当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

管理部門に係る経費

- 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

研究部門に係る経費

- 共通的に使用される物品等に係る経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- 特許関連経費
- 研究棟の整備、維持及び運営経費
- 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- 設備の整備、維持及び運営経費
- ネットワークの整備、維持及び運営経費
- 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
- 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- 図書館の整備、維持及び運営経費
- ほ場の整備、維持及び運営経費など
- その他の関連する事業部門に係る経費
- 研究成果展開事業に係る経費
- 広報事業に係る経費など

上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。